

## 藤沢市公共工事における施工体制の確認に関する取扱要領

制 定 平成13年3月30日

改 正 平成18年4月 1日

改 正 平成27年4月 1日

改 正 平成27年12月1日

改 正 平成29年3月 1日

改 正 令和 5年4月 1日

改 正 令和 7年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定により、この市が実施する公共工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8の規定により工事現場に備え置かなければならない施工体制台帳及び施工体系図に関して、施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の措置の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(監理技術者等の専任制の確認等)

第2条 総括監督員、主任監督員又は監督員は、公共工事の工事現場（以下「現場」という。）の施工体制の把握のため、次の各号に掲げる点検の区分に応じ当該各号に定める時期又は頻度（以下「時期等」という。）及び方法により現場の施工体制の確認をするものとする。

(1) 監理技術者等の専任制の点検 請負人が定め市長がその承認をした監理技術者等について、建設業法第26条第2項から第5項までの規定に基づき、次のアからウまでに掲げる確認の区分に応じそれぞれアからウに定める時期等及び方法により確認する。

ア 監理技術者資格者証の確認 主任監督員は、工事の着手前まで又は着手直後（以下「工事着手前後」）に、監理技術者本人に、携帯している監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の提示を求め、所属建設業者

名、建設業の種類、有効期限及び裏書きによる変更等の有無の確認をする。

イ 監理技術者等<sup>イ</sup>の同一性の確認 主任監督員は、工事着手前後に、承認をした監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者及び資格者証に記載された監理技術者の氏名を照合し、資格者証の写真により監理技術者本人であることの確認をする。なお、建設業法第26条第3項第2号の規定に基づき監理技術者補佐を現場に配置する場合（以下、「監理技術者補佐を配置する場合」という。）は、主任監督員は、工事着手前後に、承認をした監理技術者補佐、施工体制台帳に記載された監理技術者補佐及び資格を証する書類に記載された監理技術者補佐の氏名及び生年月日を照合し、監理技術者補佐本人であることの確認をする。

ウ 監理技術者等<sup>ウ</sup>の常駐の確認 主任監督員又は監督員は、工事施工中に、毎月1回程度以上の頻度で、監理技術者が施工の技術上の管理のため現場に常駐していること、及び施工計画、工事行程その他の技術的事項の打合せ時における当該事項に対する監理技術者の主体的かかわり状況の確認をする。ただし、建設業法第26条第3項第1号の規定に基づき監理技術者が現場を兼務する場合は、現場に常駐していることの確認を不要とする。また、監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐が現場に常駐していることの確認をする。

(2) 現場の施工体制の点検 施工体制台帳及び施工体系図について、次のア及びイに掲げる確認の区分に応じそれぞれア及びイに定める時期等及び方法により確認する。

ア 施工体制台帳の確認 主任監督員及び監督員は、工事施工中に、毎月1回程度以上の頻度で、現場に備え付けられている施工体制台帳と提出されている施工体制台帳の写しが同一のものであること、及び工事施工当初及び施工体制変更時（以下「当初及び変更時」という。）に、施工体制台帳に下請負契約書(写)が添付され、かつ、当該契約書のうち一次下請負契約に係る契約書に金額の記載がされていることを確認する。

イ 施工体系図の確認 主任監督員及び監督員は、工事施工中に、毎月1回程度以上の頻度で、施工体系図が現場の見やすい場所（工事関係者が見や

すい場所及び公衆が見やすい場所) に掲示されていること、及び現場の安全訓練等の出席者名簿、作業指示書等により施工体系図に記載のない者が作業していないこと、並びに当初及び変更時に、施工体系図の内容から判断して一括下請負のおそれがある場合においては、元請負人が当該下請負工事の施工に実質的に関与していると認められることを確認する。

(主任技術者の専任制の確認等)

第3条 総括監督員、主任監督員又は監督員は、公共工事の現場の施工体制の把握のため、建設業法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定並びにこの市の特記仕様書の定めに基づき、次の各号に掲げる点検の区分に応じ当該各号に定める時期等及び方法により現場の施工体制の確認をするものとする。

(1) 主任技術者の専任制の点検 請負人が定め市長がその承認をした主任技術者について、次のア及びイに掲げる確認の区分に応じそれぞれア及びイに定める時期等及び方法により確認する。

ア 主任技術者の同一性の確認 主任監督員は、工事着手前後に、承認をした主任技術者、施工体制台帳に記載された主任技術者及び資格を証する書類に記載された主任技術者の氏名及び生年月日を照合し、主任技術者本人であることの確認をする。

イ 主任技術者の常駐の確認 主任監督員又は監督員は、工事施工中に、毎月 1 回程度以上の頻度で、主任技術者が施工の技術上の管理のため現場に常駐していること、及び施工計画、工事行程その他の技術的事項の打合せ時における当該事項に対する主任技術者の主体的にかかわり状況の確認をする。ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定に基づき主任技術者が現場を兼務する場合は、現場に常駐していることの確認を不要とする。

(施工状況の確認)

第4条 主任監督員又は監督員は、元請負人の適切な施工体制の確認のため、次の各号に掲げる点検の区分に応じ当該各号に定める時期等及び方法により現場の施工状況の確認をするものとする。

- (1) 工事カルテの登録状況の点検 工事着手前後に、受注時工事カルテが適正かつ期限内に工事实績情報サービス(CORINS)へ登録されていることを確認し、工事カルテ受領書の写しの提出を受ける。
- (2) 建設業の許可等を示す標識の点検 工事施工中に、1回以上、建設業法第40条の規定による建設業の許可等を示す標識が現場の公衆の見やすい場所に設置しており、監理技術者又は主任技術者の氏名が正しく記載されていることを確認する。
- (3) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に関する掲示の点検 工事施工中に、1回以上、建退共に関する標識が現場に掲示されていることを確認する。
- (4) 労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に関する掲示の確認 工事施工中に、1回以上、労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示又は備え付けられていることを確認する。
- (5) 現場代理人の常駐の確認 工事施工中に、毎月1回程度以上の頻度で、現場代理人が現場の運営、取締り等のため現場に常駐していることを確認する。

(報告等)

第5条 主任監督員又は監督員は、第2条から第4条までに定める確認を行ったときは、総括監督員に報告の上、確認を行った日、確認内容、所見等を別に定める確認表に記録し、施工体制台帳及び施工体系図とともに工事完成報告書に添付し、当該工事の検査時に検査員に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。